

千葉県知事選挙

『その一票 明るい未来の かけ橋に』
投票日時 3月21日(日) 7時～20時

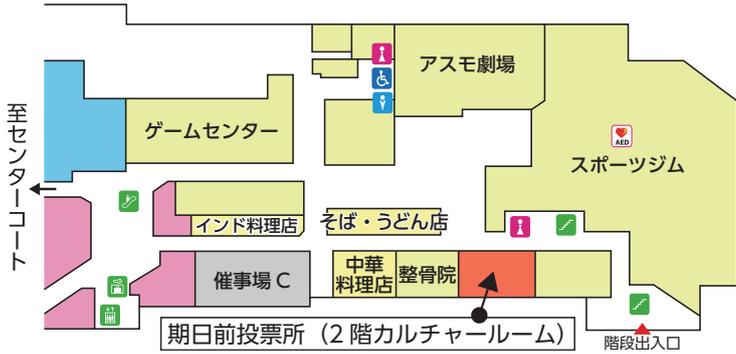
◆期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、入場整理券を期日前投票所へ持参し、「宣誓書」を記入することとで、期日前投票をすることができます。

期間	時間	場所
3月5日(金)～ 20日(土)	8時30分～20時	市役所1階 101会議室
	8時30分～17時	本納公民館 (ほのおか館) 第1会議室
3月13日(土)～ 20日(土)	10時～19時	茂原ショッピングプラザ・ アスモ2階カルチャールーム



アスモ2階平面図



◆投票できる方

- 次の3つの要件に当てはまる方が投票できます。
- ① 日本国民であること
 - ② 平成15年3月22日までに生まれた方
 - ③ 令和2年12月3日までに本市に住民票が作成され、引き続き3カ月以上登録されている方

または、その後県内他市町村に転出し、転出から4カ月経過していない方
※投票日までに県外に転出した場合は投票できません。

◆住所変更した方

- ① 2月16日以降に市内で住所変更の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。
- ② 令和2年12月4日以降に県内他市町村から本市に転入の届け出をし、他市町村から入場整理券が届いた方は(1)投票日当日に記載の投票所で投票、(2)前日までに記載の他市町村で期日前投票、(3)不在者投票(請求手続きは記載の他市町村の選挙管理委員会へ)をしてください。

※②の方は「引き続き住所を有する証明書」が必要です。証明書は、各市区町村住民記録担当課で取得できます。

◆入場整理券は封書で

入場整理券(1部当たり1世帯6人分まで)が届いたらすぐに開封し、内容を確認してください。

入場整理券が届かなかった場合や紛失した場合は、お問い合わせいただくか投票所の受付でお申し出ください。
なお、入場整理券は2月26日(金)頃から郵送を始めます。

◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

◆滞在先での不在者投票

仕事・通学・旅行などで他市区町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方も最寄りの選挙管理委員会でも不在者投票ができます。
この場合、郵送に日数がかかります。

かりますのでお早めに本市選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害などがある方で、投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

◆選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は3月12日(金)頃の朝日・読売・毎日・産経・日経・東京・千葉日報の朝刊に折り込み配布します。また、現在「広報もばら」を郵送で受け取っている世帯には、直接郵送します。

その他、市の公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。

問合せ

選挙管理委員会事務局(6階)
TEL 201529、FAX 201604